

<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>	<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>
<p style="text-align: center;">【告示】</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う 家畜等の移動等の禁止</p> <p style="text-align: center;">【公告】</p> <p>○ 家畜伝染病の疑似患畜の発生</p>	<p style="text-align: center;">畜産課</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>
<p style="text-align: center;">目次</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>

◎岡山県告示第四百七十一の二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条第一項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第四十号）第十条の規定により、倉敷市で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動等を次のとおり禁止する。

令和四年十一月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 移動等の禁止の対象となる家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥、それらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品（家畜伝染病予防法第五十三条第三項の家畜防疫員が当該病原体をまん延させるおそれがないと認められたものを除く。以下「禁止対象家畜等」という。）

二 移動等の禁止の内容及び対象となる区域

1 禁止対象家畜等の移動を禁止する区域

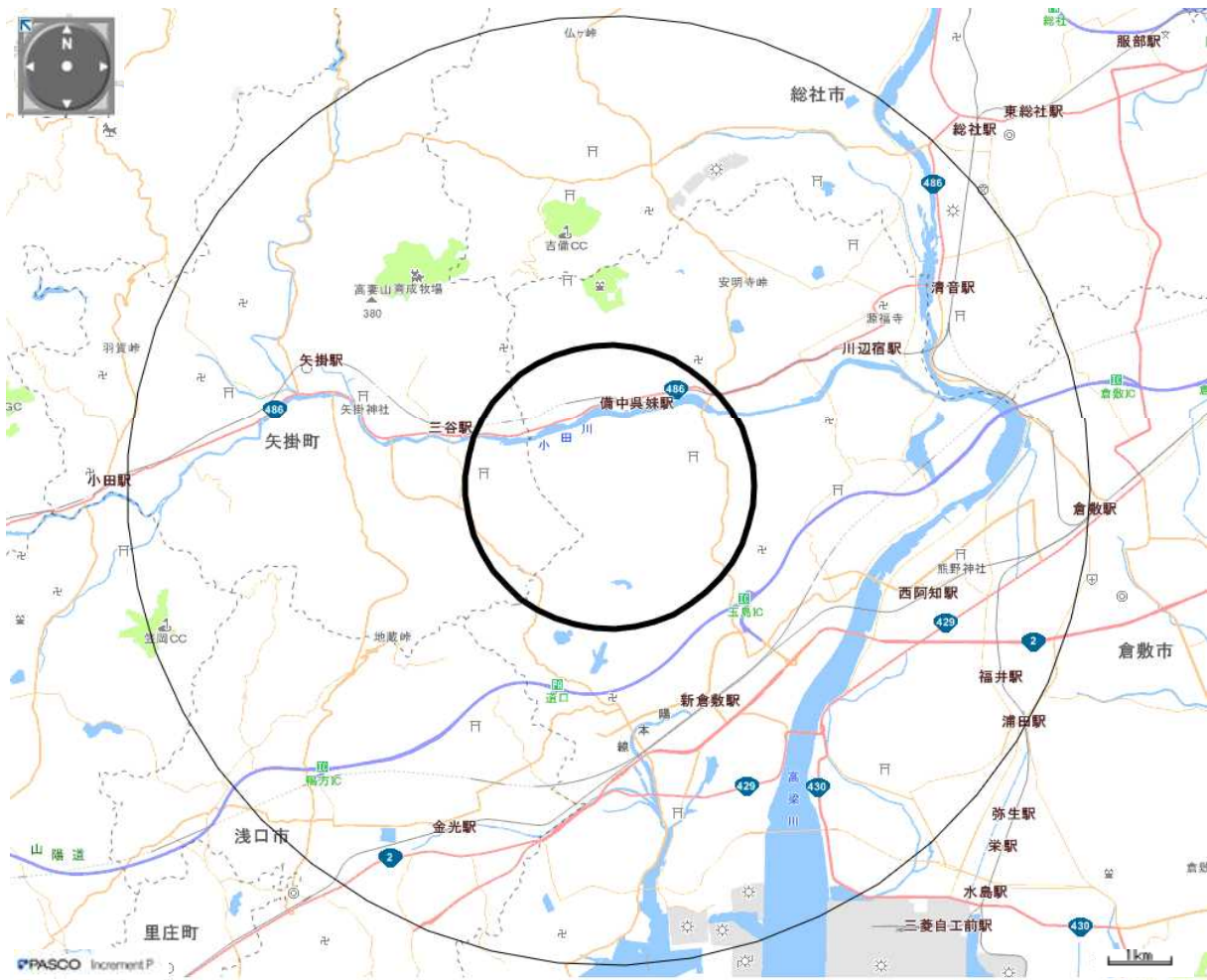
次の図のとおり

2 禁止対象家畜等の区域外への移出を禁止する区域

次の図のとおり

三 移動等の禁止の期間

令和四年十一月四日から当分の間



禁止対象家畜等の移動を禁止する区域: 太線の円内の区域

禁止対象家畜等の区域外への移出を禁止する区域: 細線の円と太線の円の間の区域

